

福島市子どものえがお条例(素案)に関するパブリック・コメントの結果について

令和3年1月21日(木)から令和3年2月22日(月)まで、「福島市子どものえがお条例」(素案)に関するパブリック・コメントを実施し、市民等の皆様からご意見を募集しておりますが、その結果及び意見に対する考え方は下記のとおりです。
 なお、意見の内容につきましては、原文を要約して掲載しております。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	2条	子どもの定義	「子ども」の定義がわかりづらい。18歳の一部(18歳になってから次の3月31日まで)だけを指すように読み取れてしまう。	子ども・子育て支援法に準じて、このような表現としております。 ●素案のとおりとします。
2	1条	目的	市の施策を前面に表している条例なのかといった誤解を招く可能性がある。子どもは支援を受けて育つだけでなく、子どもが持っている力を引き出すことこそが大人の役割で、一人の人間として尊重する気持ちを表してもよいのではないか。	本条例は、子どもが一人の人間として尊重されなければならないことを基本として、子どもが健やかに育つ環境を整え、福島市全体で子どもを支援していくことを定めたものであり、 <u>福島市の子ども・子育て支援施策の基本的な方向性・枠組みを規定する条例</u> です。 ●素案のとおりとします。
3	3条 5条 7条 17条	虐待	虐待には受動喫煙を含むことを明記してほしい。	本市としましても、受動喫煙が子どもの成長や妊婦の身体に重大な影響を及ぼすことを十分理解しており、令和2年7月1日に福島市受動喫煙防止条例を施行したところです。 福島市子どものえがお条例は、子ども・子育て支援施策を総合的、継続的かつ安定的に推進していくための基本理念や基本的な方向性・枠組みを規定する条例であることから、 <u>受動喫煙のリスク等につきましては、前述の受動喫煙防止条例および関連計画等に基づき、啓発を行って参ります。</u> ●素案のとおりとします。
4	2条	保護者の定義	「親権を行う者、未成年後見人及び現に子を監護する者」とすべきである。 素案の表現では、子どもを監護養育する法的権限に基づかず、現に監護している者(例えば、同居する親族等)は対象外になりかねない。	ご意見を受け、子ども・子育て支援法に準じて、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、 <u>子どもを現に監護する者</u> 」とします。 ●修正いたします。
5	2条	子ども・子育て支援の定義	「子どもが健やかに成長することができるよう」の部分で、「子どもが本来持っている生きる力を発揮しながら健やかに成長する権利が守られるよう」と規定すべきである。 健やかに成長することは、子どもの権利である。	子ども・子育て支援法に準じて、このような表現としております。 ●素案のとおりとします。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
6	18条	支援を必要とする子ども及び保護者への取組	医療的ケア児や重症心身障がい児が地域で暮らすための合理的配慮、さらにはその保護者やきょうだいに対する生活環境等への地域支援も感じられる条例を制定してほしい。	医療的ケア児や重症心身障がい児、またその家族等への支援については、 <u>第18条の「～疫病、障がい、貧困、家族の状況その他の事情により支援又は配慮を要する子ども及び保護者に対する必要な施策を推進するもの」として</u> に包含して規定することで整理しています。 条例の趣旨をご理解いただけるよう普及啓発に努めて参ります。 ●素案のとおりとします。
7	3条	基本理念	「子どもが、性別、国籍、障がい、経済状況、家族の状況等によって差別を受けることなく、また体罰、虐待、いじめ等あらゆる形態の品位を傷つける取扱いを受けることなく」とすべきである。 素案では、一定の事情以外の体罰・虐待は許容されるかのように読めますので、その点を改めるべきである。	ご意見を参考にし、制定後、普及啓発に努めて参ります。 ●素案のとおりとします。
8	3条	基本理念	「子どもにとっての最善の方法」を「 <u>子どもが意見を表明し、参加する権利が保障されること</u> 」に改めるべきである。 「子どもにとっての最善の方法」とは、具体的には意見表明権と参加権のことであると思われる。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 本条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 また、第13条のように子どもが主体的に参加する権利も意識して、基本的な施策の方向性を定めています。 ●素案のとおりとします。
9	3条	基本理念	「社会で生活する能力を身につけること」の部分で「 <u>個人の能力を最大限に発揮し、社会において豊かな個人として生活することができるようにすること</u> 」に改めるべきである。 社会で生活する能力を身につけることに限定するべきではないし、それを目的の中心に置くべきでもない。 したがって、条約の理念に即した表現に改めるべきである。	本条例の目的は、やがて独り立ちする子どもに対し、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 ご意見の内容については、第3条(4)で「 <u>子どもが、～～～一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること</u> 」と記述しております。 ●素案のとおりとします。
10	5条	保護者の役割	「子どもが生活に必要な習慣を」以下を「 <u>心身ともに健やかに成長することができるよう、子の最善の利益に配慮して子育てを行うもの</u> とします。」に改めるべきである。 条約に反しないよう修正すべきである。	本条例の目的は、やがて独り立ちする子どもに対し、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 そのために、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現に</u> しました。 ●素案のとおりとします。
11	5条	保護者の役割	「子どものしつけに際して」との部分で「 <u>あらゆる場面及び理由においても</u> 」とすべきである。 条約は、あらゆる形態の体罰、虐待を禁じている。	ご意見を受け、「子どものしつけに際して」を「子どもに対して」とします。 ●修正いたします。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
12	8条	事業者の役割	事業者が協力をする活動について、活動内容に限定がないため、事業者に過大な負担を負わせる可能性も否定できない。 「 <u>子どものための活動</u> 」などと限定すべきである。	ご意見を受け、「子どものための活動」とします。 ●修正いたします。
13	9条	子どもの役割	主役である子どもについての役割の記載があまりにあっさりしている。子どものえがおのためには、子ども自身の役割も大切になってくると考える。 「 <u>子どもは自分自身を大切にするとともに他の人を大切に、社会のルールを学び、守るように努める</u> 」としてはどうか。 さらに、子どもは年齢が低くても自己表現ができる上、選挙権を有する子どもも含まれることから、「 <u>それぞれの発達段階に応じて、社会の一員としての責任と役割を理解し、責任を果たすように学ぶ</u> 」という文言も付け加えてはどうか。	社会のルールについては、第3条(3)に、「子どもが、～～～社会で生活する能力を身に付けること」と記述しています。 子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、社会のルールも日々変わっていきます。 こうした中でも、 <u>やがて独り立ちする子どもにとって変わらずに普遍的で大切なこと、そして成長への願いを第9条に定めました。</u> なお、本条例は、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
14	9条	子どもの役割	条例の目的は、市及び地域社会の役割を明らかにすることであるため、子どもの役割を規定してよいか疑問がある。この条文は削除すべきである。 「 <u>子どもが、命の尊さを知り、自分自身を大切にするとともに、人を思いやる心を持った大人に育つことができるよう、すべての人が、子どもの権利条約の理念に基づき、子どもがその成長に応じて、主体的に自己決定して成長していくことを尊重するものとします。</u> 」と書き換えるべきである。	子どもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する中で、社会のルールも日々変わっていきます。 こうした中でも、 <u>やがて独り立ちする子どもにとって変わらずに普遍的で大切なこと、そして成長への願いを第9条に定めました。</u> なお、本条例は、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
15	10条	子どもの成長に応じた切れ目のない支援	「 <u>切れ目なく実施することができるよう</u> 」の部分を「 <u>切れ目なく実施し、子どもがその成長に応じ適切に自己決定することができるよう</u> 」とすべきである。 条文には、 <u>保護者への支援に関する記載がなく、子ども本人への支援について書かれていない。子ども本人への支援もきちんと明記すべきである。</u>	子どものえがおのためには、保護者への支援が必要であると考えます。 なお、子どもへの支援については、 <u>第11条から第13条及び第15条から第20条に明記しております。</u> ●素案のとおりとします。
16	17条	子どもへの虐待の予防等に関する取組	「 <u>子どもへの虐待</u> 」の部分を「 <u>子どもへの虐待、体罰、いじめ</u> 」とすべきである。 虐待に加えて体罰を禁止することを規定すべきである。また、子どものえがおのためにもいじめへの対応を規定すべきである。	本市で取り組む虐待防止の施策について明記した条文です。 いじめについては、 <u>福島市いじめ防止条例にて対応するとともに、体罰については、第3条、第5条にて対応しております。</u> ●素案のとおりとします。
17	21条	子ども・子育て支援事業計画	事業計画の策定にあたっては、広く市民の意見を聞くべきであり、その旨を条文に入れるべきである。	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、小学生以下の子どもを育てる保護者へのアンケート調査を実施するとともに、事業者、育ち学ぶ施設の代表者などで構成される社会福祉審議会の中でご審議をいただいております。 また、素案について、パブリック・コメントを実施し、広く市民の意見を取り入れています。 ●素案のとおりといたします。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
18	21条	子ども・子育て支援事業計画	事業計画の策定、進捗状況の点検・評価等について、子どもの権利を保障する観点から調査・審議し、その内容を答申又は報告する専門の機関を設置し、また公表すべきである。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、あらためて権利の保障を規定するものではありません。 <u>条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものであり、ご意見のような専門機関の設置の予定はございません。</u> ●素案のとおりとします。
19	22条	大学等の連携	「大学、事業者等」を「大学、 <u>法律家、事業者等</u> 」とすべきである。 子ども・子育て支援の実効性は、福祉学、心理学、教育学、人権等あらゆる分野の専門知識を駆使して行うべきである。 <u>法律の専門家との連携も明記すべきである。</u>	本市の子ども・子育てにおける課題解決には、大学だけではなく、ご意見にあるような専門知識のある法律家の方々との連携も必要です。 したがって、 <u>事業者等の「等」には、法律家の方々も含め、さまざまな子ども・子育て支援の関係者が含まれるものと考えております。</u> ●素案のとおりとします。
20	23条	普及啓発	「子どもの理解を深めることができるよう」を「 <u>子どもの理解を深め、自分の意見を形成することができるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報発信をするなど</u> 」に改めるべきである。 子どもも理解を深めることができるようにするためには、 <u>子どもの視点に立った分かりやすい情報発信が必要である。</u>	ご意見のとおり、子どもの視点にたった分かりやすい情報発信が必要であると考えております。 制定後、 <u>子どもにも分かりやすいリーフレットを作成するなど、普及啓発に努めて参ります。</u> ●素案のとおりとします。
21	全体	子どもの権利	児童福祉法とその趣旨に基づき、「子どもが、一人の人間として、いきいきと健やかに生まれ、そして尊重されることが大切です」としているが、 <u>全体的に見ても、子どもを支援の対象としか見ていない。</u>	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> <u>条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。</u> また、第13条のように子どもが主体的に参加する権利も意識して、基本的な施策の方向性を定めています。 ●素案のとおりとします。
22	21条	子どもの権利	具体的な施策については、第21条で定める「子ども・子育て支援事業計画」で明らかにするものと理解するが、 <u>ここでも子どもは支援の対象でしかなく、子どもの持つ権利が保障されるものではないと思える。</u>	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> <u>条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。</u> また、第13条のように子どもが主体的に参加する権利も意識して、基本的な施策の方向性を定めています。 ●素案のとおりとします。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
23	全体	子どもの権利	子どもを権利の主体として認め、 <u>子どもの権利の保障を総合的にとらえるべきであり、権利の保障を実効性のあるものにしていけるように、具体的な制度や仕組みを含んだ条例とすべきである。</u> 子どもが一人の人間として尊重されるために必要な権利を規定すべきである。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 本条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 なお、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
24	前文	子どもの権利	「子どもが自分らしく成長するには、」の後に、「 <u>その意見が尊重され</u> 」との文言を加えるべきである。子どもは権利の主体であり、意見表明権や参加権などが十分に保障されることによって人格の完全なかつ調和のとれた発達が可能であることを明記すべきである。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 本条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 なお、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
25	前文	子どもの権利	「子どもが、一人の人間として」の後に、「 <u>尊厳が認められること、いきいきと健やかに育まれるためには、最善の利益が確保されることが大切です</u> 」とすべきである。子どもの尊厳や最善の利益が確保されることが必要であることを明記すべきである。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 本条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 なお、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
26	1条	子どもの権利	「この条例は、」の後に、「 <u>児童の権利に関する条約及び児童福祉法の理念に基づいた</u> 」の文言を加えるべきである。 条例本文中には、一切そのような記載がない。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 本条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものです。 なお、子どもをはじめ地域社会のすべての人に理解してもらうため、 <u>分かりやすく親しみやすい表現にしました。</u> ●素案のとおりとします。
27	その他	関係機関	<u>権利の侵害を受けた子どもから相談を受け、問題の解決のために助言し、または救済の申立に対し、事実調査、関係者間の調整、勧告を行う子どもの立場に立った専門機関が必要だと考える。</u>	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、 <u>あらためて権利の保障を規定するものではありません。</u> 条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるものであり、ご意見のような専門機関の設置の予定はございません。 ●素案のとおりとします。

NO.	該当条	素案の中で該当する項目	意見の概要	意見に対する考え方
28	その他	関係機関	子どもの権利救済委員を設け、子どもが自分の権利を侵害されたときに相談し、救済を求めることができることを定めるべきである。	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、あらためて権利の保障を規定するものではありません。 <u>条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるもの</u> であり、ご意見のような専門機関の設置の予定はございません。 ●素案のとおりとします。
29	21条	社会福祉審議会	市における子どもに関わる施策を、 <u>子どもの権利の保障の観点から調査、審議し、その内容を市長等に答申又は報告する専門機関を設けるべきではないか。</u>	子どもの権利については、その尊重を「児童の権利に関する条約」および改正された「児童福祉法」にて、すでに規定されているため、本条例においては、前文等でその趣旨を盛り込んでおり、あらためて権利の保障を規定するものではありません。 <u>条例の目的は、福島市全体で子ども・子育てを支援していく意識の醸成を図るとともに子どものえがおあふれる社会実現に向けた施策の方向性を定めるもの</u> であり、ご意見のような専門機関の設置の予定はございません。 ●素案のとおりとします。
30	前文	その他	「子どもは、 <u>将来の主人公であり、地域の宝です</u> 」を「子どもは、それ自身主人公であり、地域の将来を担う宝です。」と改めるべきである。 子どもは将来を待つまでもなく、主人公である。 <u>成熟を待つて初めて主人公になるかのような表現はふさわしくない。</u>	本条例は、個々の状況に応じて、 <u>やがて独り立ちすることにより、社会の一構成員として、やがて社会を担ってほしい</u> という願いを込めて、将来の主人公としております。 ●素案のとおりとします。
31	前文	その他	「 <u>やがて独り立ちする</u> 」の部分を削除すべき。 子どもの中には障がいを持った子どももあり、将来にわたって支援を必要とする者もいる。障がい者の権利という観点から好ましくない。	障がいをお持ちであり、支援が必要な方であっても、将来にわたって社会の一構成員として、存在意義を持って生きていくことが、 <u>独り立ちすることと考えております。</u> <u>独り立ちには、個々の状況に応じた形があり、その多様性を包含することで、子どものえがおあふれる地域社会が実現されると考えております。</u> ●素案のとおりといたします。
32	その他	その他	罰則のない条例は意味がない。	本条例において、地域社会のそれぞれの主体の役割を定める目的は、 <u>特定の者に子育ての責任を押し付けるのではなく、福島市全体で子どもの成長を支えていくことを目指すことにあります。</u> このため、 <u>罰則規定は設けずに取り組みを進めることとしております。</u> ●素案のとおりとします。
33	その他	その他	<u>思いやり駐車場利用証は、なぜ産後3カ月までなのか。</u> 産後3カ月経てば、確かに母親の身体は元気になるが、赤ちゃんは歩けない。こういう小さなところから、変わったら子育てしやすい街になると思う。今すぐは変わらなくても、未来のお母さんたちが、少しでも子育てしやすい街になれば良いと思う。	ご意見につきましては、子育てしやすい街となるよう、今後の施策の参考にさせていただきます。